

## 議案第15号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

佐倉草ぶえの丘

#### 2 指定管理者となる団体

千葉県千葉市稲毛区轟町五丁目7番32号

株式会社日比谷アメニス東関東支店 支店長 森 下 剛

#### 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

令和6年11月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五